

第3回 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（平成30年2月20日）

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（H29.8.28 関係省庁申合せ）を策定した後の、建設業の働き方改革に関する最近の動向や、関係省庁による取組状況のフォローアップについて議論を実施。

野上 内閣官房副長官（議長）

関係省庁に対し、以下の取組について指示。

- **公共工事**において、
 - ・ あらゆる発注機関に週休2日工事を浸透させるため、各省庁の直轄工事での導入や件数の大幅な拡大に取り組み、併せて、実態に即した経費の補正も行うこと。
 - ・ 債務負担行為を活用し、来年度工事の早期の発注や、複数年度の柔軟な契約など、平準化対策も進めること。
- **民間発注工事**においても、
 - ・ 公共工事設計労務単価の活用や、社会保険未加入業者の排除、建設業退職金共済制度の普及などが進むよう、所管の業界団体等に対して、働きかけること。
 - ・ 各省庁の補助金などを受けて発注される民間工事でも、公共工事と同様に、十分に余裕ある工期を確保するため、迅速な交付決定や繰越制度の積極的な活用に努めること。
- 「**適正な工期設定等のためのガイドライン**」の改訂に向け、国交省を中心に、省庁横断的な検討・調整に着手すること。その際、関連する法制度や指針の改正など、中長期的な視点に立った検討を行うこと。
- 5年の猶予期間を単に待つのではなく、その間にも、政府一丸となった取組を加速していくこと。

牧野 国土交通副大臣（議長代理）

- 建設業は、いわば「人」で成り立っている産業。国交省は、率先して、建設業の働き方改革に取り組んでいく。
- 直轄工事において、
 - ・ 週休2日工事の拡大
 - ・ ICT施工を通じた現場の生産性の向上など、他の発注機関の参考となるような取組を、積極的に推進していく。
- 本年3月1日から改訂される公共工事設計労務単価についても、着実に現場の賃金の上昇へと繋がるよう、建設業界に対しても、しっかりと働きかけていく。
- 建設業では、現場の安全と健康の確保も極めて重要。しかし、東京オリンピック・パラリンピック関連の施設工事を例にとっても、昨年の新国立競技場での痛ましい事案に続いて、1月29日にも、選手村の工事現場で死亡災害が発生するなど、これまでに重大事故が7件発生する等している。
- 国交省としては、現場の安全と健康の確保のためにも、働き方改革の取組を進めていく。
引き続き、関係省庁の御支援・御協力をお願いします。